最終更新日：2015年7月8日
九州電力株式会社
瓜生　道明
問合せ先：092－761－3031
証券コード：9508
http://www.kyuden.co.jp/ir_index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「九州電力の思い」のもと、長期的な視点で社会的に有意義な事業活動を行っていくことが、全てのステークホルダーにとって価値を持続的に生み出していくと考えております。こうした事業活動を適切に遂行していくため、経営上の重要な課題として、コーポレート・ガバナンスの体制構築・強化に努めております。具体的には、取締役会と監査役会を設置するガバナンスを基本として、取締役と執行役員による監督と執行の役割の明確化や、コンプライアンス経営の徹底などに取り組むとともに、「会社業務の適正を確保するための体制の整備について（内部統制の基本方針）」を定め、継続的な体制の充実に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	22,882,400	4.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	21,577,100	4.55
高知信用金庫	14,765,100	3.11
日本生命保険相互会社	14,763,348	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,089,615	2.55
九栄会	10,116,984	2.13
株式会社みずほ銀行	9,669,678	2.04
株式会社福岡銀行	8,669,723	1.83
株式会社三井住友銀行	8,480,393	1.79
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	5,930,731	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 顯好	他の会社の出身者											
菊川 律子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 顯好	○	株式会社九電工社外取締役	当社社外取締役として、相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社独立役員として、当社事業に対し客観的・中立的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しております。
菊川 律子	○	放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	当社社外取締役として、相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社独立役員として、当社事業に対し客観的・中立的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし

任意の委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間で、年9回会合を開き、監査計画の聴取、期中における監査への立会い、期末の監査への立会い、期末の監査実施結果の聴取、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の通知の受領など、随時意見交換を行い、緊密な連携を図っております。
監査役と内部監査組織（経営監査部、原子力・保安監査部）とは、監査計画の立案及び監査結果の報告などの面において、互いに緊密な連携をとり、監査機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内海 善雄	その他													
古荘 文子	他の会社の出身者													
太田垣 立郎	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内海 善雄	○	――	当社社外監査役として、相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社独立役員として、当社事業に対し客観的・中立的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しております。
古荘 文子	○	古荘土地有限会社代表取締役	当社社外監査役として、相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社独立役員として、当社事業に対し客観的・中立的な視点から

			有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しております。
太田垣 立郎	○	――	当社社外監査役として、相応しい人格、識見及び経歴を兼ね備え、かつ、当社独立役員として、当社事業に対し客観的・中立的な視点から有益なご意見をいただける最適な人材であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。
独立役員との電力取引については、一般消費者及び法人等としての通常の取引であり、独立役員の独立性には影響しないため、記載しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与について、業績に対する責任を明確化し、業績向上へのインセンティブを付与するため、限度額の範囲内で、会社業績に連動させて支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度に係る取締役及び監査役報酬等の額
取締役17名　271百万円
監査役　7名　　74百万円
(注)1　上記のうち社外役員(社外取締役及び社外監査役)　4名に対する報酬等の額は26百万円であります。
2　当事業年度に係る取締役賞与については、支給しないこととしました。
3　上記の取締役及び監査役の員数には、平成26年6月26日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名が含まれております。
4　株主総会決議による月例報酬限度額は次のとおりであります。
取締役　月額60百万円以内
監査役　月額14百万円以内
5　株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。
連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針
報酬については、当社経営環境、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準としております。
具体的には、月例報酬及び賞与で構成し、客観性、透明性を確保する観点から、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会での審議を踏ま

え、取締役会及び監査役会で決定することとしております。
なお、取締役の賞与については、業績に対する責任を明確化し、業績向上へのインセンティブを付与するため、限度額の範囲内で、会社業績に連動させて支給することとしております。

月例報酬限度額(総額)
取締役　月額60百万円以内
※平成19年6月の定時株主総会において承認
監査役　月額14百万円以内
※平成18年6月の定時株主総会において承認
賞与限度額(総額)
取締役　年額140百万円以内
※平成19年6月の定時株主総会において承認
監査役　(賞与支給なし)
(注)社外取締役は月例報酬のみであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、秘書を置き、社内各部門との連絡・調整を行っております。社外監査役についても、監査役室を設置し、必要事項の連絡、調整、報告を行っております。
また、取締役会及び監査役会の開催にあたっては、原則として事前に資料を配付するとともに、必要に応じ、主管本部が事前の説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに執行状況の監督を行っております(平成26年度18回開催)。
また、社長、副社長、執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、執行上の重要な意思決定に関する協議を行っております(平成26年度41回開催)。さらに、各本部や支社等に執行役員を配置し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。
社外取締役は、その経験や知見に基づき、取締役会において適宜発言しているほか、経営会議など取締役会以外の場においても、経営課題全般について適宜発言しております。
監査役は6名であり、1名が当社の経理部長を経験するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、また3名が社外監査役(うち女性1名)であります。
監査役は、取締役会などの重要な会議への出席、各本部・連結子会社等へのヒアリング及び事業所実査などを通じて、取締役及び執行役員の職務執行全般に関する監査を行っております。
監査役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて随時開催し、法令、定款に定める監査に関する重要な事項について、報告を受け、協議や決議を行っております(平成26年度15回開催)。
また、監査役の職務を補助するため、専任の組織として、監査役室(人員12名)を設置しております。
なお、監査役室に所属する従業員の人事に関する事項につきましては、監査役と事前に協議を行うなど、スタッフの独立性の確保を図っております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は本野正紀、磯俣克平、室井秀夫の3名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他20名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「九州電力の思い」のもと、長期的な視点で社会的に有意義な事業活動を行っていくことが、全てのステークホルダーにとって価値を持続的に生み出していくと考えております。こうした事業活動を適切に遂行していくため、経営上の重要な課題として、コーポレート・ガバナンスの体制構築・強化に努めております。具体的には、取締役会と監査役会を設置するガバナンスを基本として、独立性の高い社外取締役を選任し、経営に対する監督機能の強化を図るとともに、監査役と内部監査組織が連携し、監査の実効性を高めております。また、取締役と執行役員による監督と執行の役割の明確化や、コンプライアンス経営の徹底などに取り組むとともに、「会社業務の適正を確保するための体制の整備について(内部統制の基本方針)」を定め、継続的な体制の充実に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております（平成27年実績：6月4日発送【株主総会開催日は6月25日】）。 また、株主総会招集通知については、発送前に当社ホームページ及びTDnetに掲載しております（平成27年実績：5月28日掲載）。
集中日を回避した株主総会の設定	第91回定時株主総会は、平成27年6月25日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使専用ウェブサイトの利用による議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使も可能としております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、決議通知及び開催概要等を掲載しております。 EDINETに議決権行使結果に関する臨時報告書を掲載し、同内容を当社ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社員一人ひとりによる情報公開の推進を定めた全社指針「九州電力情報公開の心構え」を作成しております。 また、IR活動においては、透明性の高い情報開示や双方向コミュニケーションの重視等を定めた全社指針「IR基本方針」を作成しております。 両指針はともに当社ホームページ上で公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	九州各県の主要都市において、IR担当役員等を説明者とする説明会を例年開催しておりますが、平成26年度は、経営環境が不透明であったことから、実施しておりません。 （IR担当役員等とは、社長、副社長(2名)、経営企画本部長（IR担当役員）、業務本部長を指します）	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（半期毎）後に経営概況説明会を、経営方針・経営計画発表後に経営計画説明会を開催しており、IR担当役員等が説明者となっております。 また、IR担当役員等やIR専任部門の長による個別面談を随時実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	IR担当役員等経営層が定期的に海外の機関投資家を訪問し、個別面談を実施することとしておりますが、平成26年度については、実施しておりません。 また、経営概況・経営計画説明会資料（英文）をホームページ上で公開するとともに、投資家と事業会社が一堂に会する証券会社主催のカンファレンスに参加し、海外機関投資家との個別面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.kyuden.co.jp/ir_index.html 社長メッセージや経営方針、財務・業績情報、株式・社債情報、各種IR資料などを掲載しております。 なお、海外投資家向けに英文による情報開示も積極的に実施しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部にIR専任部門を設置するとともに、財務・法務部門など関係部門にIR兼任者を配置し、社内連携を図っております。 IR担当役員である経営企画本部長に加え、社長、副社長（2名）、業務本部長が、アナリスト・機関投資家、個人投資家向けの説明会や個別面談を実施しております。	

その他	＜株主・機関投資家との建設的な対話促進に向けたその他の取り組み＞ ・説明会や個別面談に加え、アナリスト・機関投資家等の要望に応じて発電所等の見学会を実施しております。 ・当社からの情報開示だけでなく、ホームページ上の「IRお問い合わせ」ページにて、IRに関する質問・意見を幅広く受け付けるなど、株主・投資家との双方向のコミュニケーションを実施しております。 ・IR活動で得られた意見・要望は経営層にフィードバックするとともに、業務運営に適切に反映させております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成19年4月に制定した「九州電力の思い」及び平成18年7月に制定した「九州電力グループ行動憲章」において、ステークホルダーに対する基本的な考え方を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成17年6月からCSR担当役員を任命し、同年7月に経営幹部で構成する「CSR推進会議」を設置しております。 当社における社会的責任の重点項目として、「安全・安心の追求」「環境にやさしい企業活動」「誠実で公正な事業運営」「社会とのコミュニケーション」「地域・社会共生活動」「人権尊重・働きやすい職場づくり」の6つを中心に、様々な活動に取り組んでおります。 また、各年度の取組みについては、「九州電力環境アクションレポート」(平成8年～)や「九州電力CSR報告書」(平成18年～)を毎年発行し、情報開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	平成11年4月に「九州電力情報公開の心構え」を制定しているほか、平成18年7月には「九州電力グループ行動憲章」や「IR基本方針」も制定し、積極的な情報開示や社会との対話を行うことを記載しております。
その他	当社では、性別や年齢差、階層等に関わらず「一人ひとりが能力を最大限に発揮し新しい企業価値を創造する組織風土の醸成」「多様な人材が働きやすく、成長・働きがいを感じる、明るく前向きな職場環境づくり」を目的として、「ダイバーシティ推進グループ」を設置し様々な取組みを展開しております。 その中で、意識・組織風土改革、人材開発、働きがいと成長の追及の3つの項目について重点的に取り組んでおり、特に女性の活躍推進に向けた取組みとしては、社内イントラネットでの情報発信(社長メッセージ等)、女性社員のネットワーク構築及び意識改革に向けた各種懇談会、女性のキャリアアップ支援、仕事と家庭の両立支援セミナーの開催等を実施しております。 なお、役員候補者については、男女の区別なく、本人の人格、識見及び経歴などを総合的に勘案し、決定しており、社外取締役1名及び社外監査役1名が女性です。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□基本的な考え方

会社業務の適正を確保する体制の整備について、取締役や従業員の法令等への適合など7項目からなる内部統制の基本方針を定めております。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
- 取締役会による経営上の重要な事項の審議・決定、取締役及び執行役員の職務執行の監督
- 取締役、執行役員及び従業員がコンプライアンスを推進する仕組み
  特に、託送業務における公平・中立の確保を徹底すること
- 反社会的勢力からの不当要求に対する関係の遮断
- 取締役及び執行役員の職務執行に対する監査役の勧告・助言の尊重

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
- 情報の適正な保存・管理体制と情報セキュリティの確保

3 リスク管理に関する体制
- 経営における重要リスク、個別案件のリスク等への適切な対応
- 複数部門に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有し、対応体制を明確にし、適切に対処する。
- 特に原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努め、継続的にリスクの低減を図る。
- 非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営、社会へ重大な影響を与える事象に対する危機管理体制

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- 適正かつ効率的な業務執行体制及び責任と権限の明確化

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制
- コンプライアンス委員会等による企業倫理・法令等の遵守の推進
- 全ての事業活動の規範となる行動憲章、行動指針の浸透・定着
- 財務報告の信頼性の確保
- 業務の内部監査と原子力等の品質保証に関する監査体制

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進

7 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制
- 監査役を補助する専任組織としての監査役室の設置
- 監査役室スタッフの取締役からの独立性の確保
- グループ大での監査役への報告体制の確保
- その他監査の実効性を確保する体制

□整備状況
基本方針で定めた各体制の整備状況については、以下のとおりであります。

- コンプライアンスの推進については、企業倫理や法令、社内規程等の遵守の徹底を図るため、社長を委員長とし、社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進するとともに、各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進しております。
  また、全ての事業活動の規範として定められた「九州電力グループ行動憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を取締役及び執行役員自ら率先して実践するとともに、特に託送業務における公平・中立を確保するため、規定を整備し、従業員に周知・徹底している。また、従業員に対するIT利用に伴うリスク管理も含めた教育や研修を行い、この浸透と定着を図っております。

- 財務報告の信頼性確保については、財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を図るとともに、社長を委員長とし、経営幹部で構成する「財務報告開示委員会」を設置し、適正性の確保に努めております。

- 情報管理については、取締役会議事録等法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、社内規程に基づき管理責任箇所を定め、適正な保存・管理を行うとともに職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき、必要に応じたセキュリティの確保を図っております。

- 東日本大震災以降の社会環境の変化を認識し、地域社会との信頼関係を再構築するため、あらゆる機会を捉えた「お客さま対話活動」を全社で展開するとともに、社外有識者を中心とした「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」を設置するなど、企業活動の透明性向上を図るための取組みを進めております。

- リスク管理については、経営に影響を与えるリスクについて、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にしております。
  各部門及び事業所は、明確にされたリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理しております。
  複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処しております。
  特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努め、継続的にその低減を図っております。
  これらのリスクが顕在化し、社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び重大な影響を与える事象が発生した場合に、これ

に迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施しております。

- 内部監査については、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織(経営監査部）を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査を行っております。
  また、原子力・火力発電設備及び送変電設備等の重要な設備については、別途専任の内部監査組織(原子力・保安監査部)を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査を行っております。

- 企業グループにおける業務の適正の確保については、グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進しております。加えて、グループの課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行っております。
  企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九州電力グループ行動憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報窓口の設置等の促進を図っております。
  また、企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する「九電グループ社長会」をはじめとした各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図っております。
  さらに、当社内部監査組織によるグループ会社の監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、企業防衛統括部署を定めるとともに、顧問弁護士などとの連携や組織一体となった対応を図ることなどにより、これらの勢力との関係を遮断しています。
また、「九州電力グループ行動憲章」及び「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力と断固として対決する旨を定めています。加えて、全国暴力追放推進センターへの加入等により情報収集に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

当社は、法令遵守の徹底と積極的な情報公開が経営上極めて重要な事項であるとの認識のもと、「電気事業を巡る正確な情報の発信や、当社の取組みに関する迅速・的確な開示等、積極的な情報公開」を「平成25～27年度中期経営方針」における重点的な取組みとして位置づけております。

このような基本姿勢に立ち、会社情報の開示に係る業務執行については、上場規程及び社内規定(「内部者取引管理・会社情報適時開示規程」)に従い適切に情報開示を行う体制を整えております。

(情報取扱責任者)

上場規程に定める「情報取扱責任者」として、地域共生本部部長(法務担当)が上場証券取引所との連絡窓口となるほか、適時開示に係る社内の統括業務を行います。

(情報管理)

会社情報の適正な管理を行うために、各業務主管部長を「情報管理責任者」として任命・配置しております。同責任者が適時開示を必要とする会社情報を把握した場合は、速やかに情報取扱責任者に報告を行い、適時開示情報は全て情報取扱責任者である地域共生本部部長(法務担当)に集約される仕組みとなっております。

(適時開示情報の開示)

情報管理責任者から会社情報の報告を受けた情報取扱責任者は、同情報が適時開示情報に該当するかどうかを判断し、適時開示が必要な場合は、速やかに上場証券取引所に開示することとしております。

なお、上記執行状況については、内部監査組織として経営監査部がチェックする体制をとっており、適正な情報開示の履行に努めております。

【コーポレート・ガバナンスの体系】

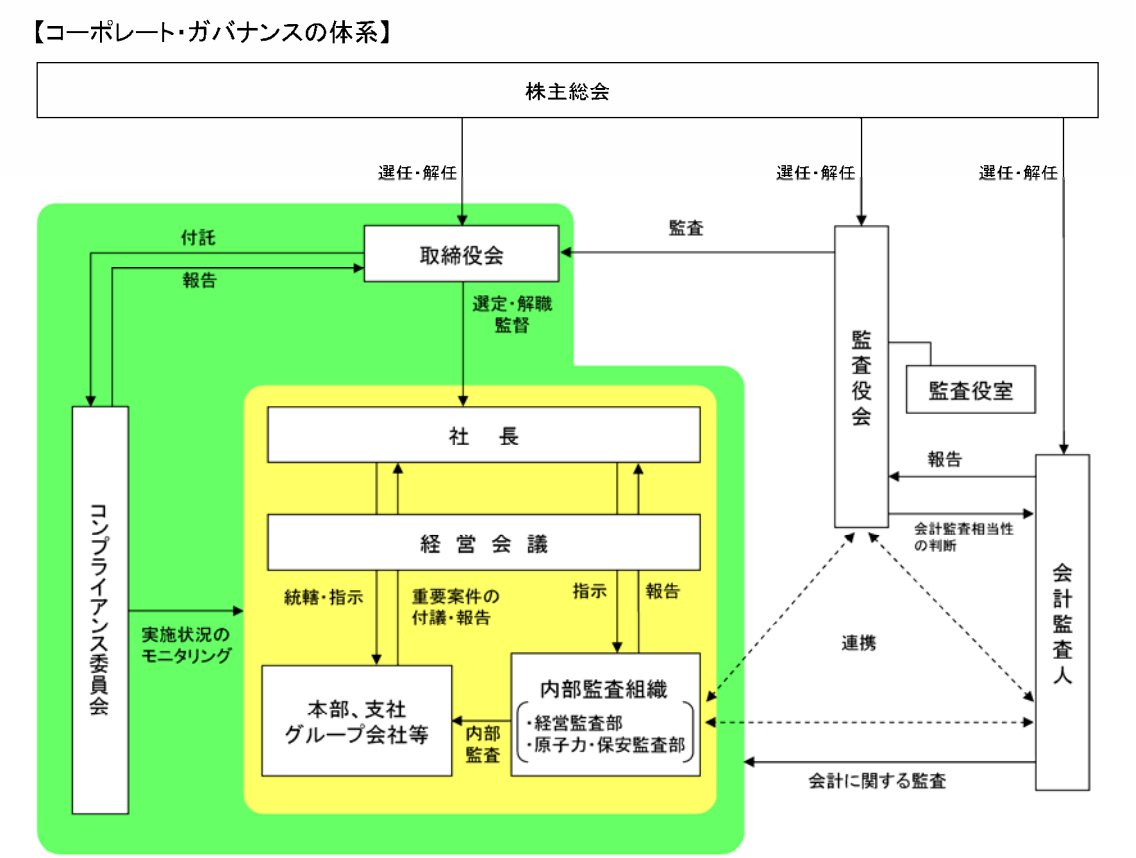

【会社情報の開示体制】

